**成年後見等用診断書を作成される医師の方へ（お願い）**

**青　森　家　庭　裁　判　所**

日頃から，家庭裁判所にご理解とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

この度，患者さん（以下「本人」という。）の関係者から，成年後見事件等申立てのための診断書作成の依頼をお受けになられたことと存じます。この診断書は，家庭裁判所が申立てを受け付けるにあたり，後見等の申立ての区分※を決める重要な資料となりますのでご協力の程よろしくお願いします。

診断書作成の趣旨や記載項目については，後記の「成年後見制度における診断書作成の手引」をご参照ください。

この診断書は，通常の臨床で行われる程度の診察により作成されることを前提としています。成年後見等が，当事者に利用しやすい制度として作られていることから，診断書の記載に要する利用者の時間面あるいは費用面での負担が，通常の診断書を作成する場合と比べて過度に大きなものにならないような運用が望まれます。

そこで，この診断書は，以前から本人を診察している医師が作成する場合や病状が明かな場合には，１回の診察で作成されることが想定されています。また，以前には診察を受けていなかったために医学上の資料が不十分な場合であっても，おおむね１か月程度の期間，２，３回の診察で作成されることが想定されています。なお，通常の臨床で行われる程度の診察では本人の病状や判断能力の程度について判断することが困難である場合など，より慎重な手続を要する場合には，その旨を診断書に注記することができます。

また，この診断書は，通常の診断書と同様，当事者が医師に依頼して作成されるもので，診断書作成にかかる費用は，当事者の負担となります。成年後見のための診断書を作成する医師に資格等による限定はありませんが，この診断書は，本人の精神の状況について医学的見地から判断するものですから，精神神経疾患に関連する診療科の医師又は主治医等で本人の精神状況に通じている医師によって作成されるものと考えられます。この診断書の内容についてさらに確認したい点がある場合には，裁判所書記官等から照会をさせて頂く場合もありますが，診断書を作成した医師に成年後見の手続において証言を求めることは予定していません。

この診断書の書式が，上記趣旨のもとに作成されたものであることに，ご理解願います。

【「本人情報シート」について 】

診断書作成の依頼を受ける際に，依頼者から，福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は，診断書を作成する医師に対し，ご本人の生活状況等に関する情報を提供し，医学的判断を行う際の参考としていただくために，家庭裁判所が平成３１年４月から導入したものです。「本人情報シート」の提供を受けた場合には，ぜひ診断の参考資料として御活用ください（記載内容についてのお問合せは，「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。）。

【「成年後見制度における診断書作成の手引」について 】

診断書の作成方法等については，「成年後見制度における診断書作成の手引」を用意しております。この手引は裁判所のウェブサイト内の「後見ポータルサイト」からダウンロードすることができますので，ぜひ御活用ください。

※「後見ポータルサイト」

（<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>）

→「手続案内及び各種書式」→「成年後見制度における診断書作成の手引・　本人情報シート作成の手引」の順に検索してください。

|  |
| --- |
|   ※**後見等の申立ての区分は，本人の判断能力の観点からみると次のとおりです**。 **後見相当**：日常的に必要な買い物も自分ではできず，だれかに代わってやっ てもらう必要があるという程度（後見の対象者は，「精神上の障害により事理　　　　　　　　　　を弁識する能力を欠く常況にある者（民法７条）をいい，これは，自己の財産を管理・処　　　　　　　　　　分できない程度に判断能力に欠けている者で，後見が開始されると成年後見人が選任さ　　　　　　　　　　　れ，成年後見人は，本人の行為全般について，本人を代理することができ，本人がした行　　　　　　　　　　為を取り消すことができます。） **保佐相当**：日常的に必要な買い物程度は単独でできるが，重要な財産行為（ 不動産，自動車の売買や自宅の増改築，金銭の貸し借り等）は自分　　　　　　 でできないという程度（保佐の対象者は，「精神上の障害により事理を弁識する能　　　　　　　　　力が著しく不十分である者」（民法１１条）で，これは，判断能力が著しく不十分で，自　　　　　　　　　己の財産を管理・処分するには，常に援助が必要な程度の者をいいます。ただし，自己の　　　　　　　　　財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている者は，保佐ではなく，後見の対象　　　　　　　　　となります。保佐が開始されると，保佐人が選任され，本人が行う重要な財産行為につい　　　　　　　　　ては，保佐人の同意を要することとされ，本人又は保佐人は，本人が保佐人の同意を得な　　　　　　　　　いで行った重要な財産行為を取り消すことができます。また，必要があれば，家庭裁判所　　　　　　　　　は，保佐人に本人を代理する権限を与えることができます。） **補助相当**：重要な財産行為（保佐と同じ）について自分でできるかもしれな いが，本人のためにはだれかに代わってやってもらった方がよいと　　　　　　 いう程度（補助の対象者は，「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である　　　　　　　　　者」（民法１５条１項）で，これは，判断能力が不十分で，自己の財産を管理，処分する　　　　　　　　　には援助が必要な場合があるという程度の者をいいます。ただし，自己の財産を管理・処　　　　　　　　　分するには常に援助が必要な程度に判断能力が著しく不十分な者は保佐の対象者に，自己　　　　　　　　　の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている者は後見の対象者になるので，　　　　　　　　　補助の対象とはなりません。補助が開始されると，補助人が選任され，補助人に本人を代　　　　　　　　　理する権限や，本人が取引等をするについて同意する権限が与えられます。代理権や同意　　　　　　　　　権の範囲・内容は，家庭裁判所が個々の事案において必要性を判断した上で決定します。　　　　　　　　　補助人に同意権が与えられた場合には，本人又は補助人は，本人が補助人の同意を得ない　　　　　　　　　でした行為を取り消すことができます。補助を開始するに当たっては，本人の申立て又は　　　　　　　　　同意が必要とされています。補助の対象者は，後見及び保佐の対象者と比べると，不十分　　　　　　　　　ながらも一定の判断能力を有しているので，本人の自己決定権を尊重する観点から，本人　　　　　　　　　が補助開始を申立てること又は本人が補助開始に同意していることを必要としたもので　　　　　　　　　　す。この本人の同意は，家庭裁判所が確認するものです。これに対し，後見及び保佐にお　　　　　　　　　いては，これらを開始するに当たり，本人の同意は要件とされておりません。）。 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和３年４月版）